

■ 渋谷・世田谷情報労基研会報

発行NO. 第24号 発行日 平成22年3月4日



渋谷労働基準監督署
署長

田中 和三

渋谷・世田谷情報労基研の会員の皆様には、平素より、労働基準、労務管理の適正化、労働者の安全と健康の確保、労働保険の申告納付など監督署の業務に多大なご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、皆様にとっても、行政機関にとっても、大きな変わり目の年であったと思います。経済状況が停滞した中で、昨年8月に、政権交代があり、政策が「コンクリートから人へ」という流れで大きく転換し、また行政機関が行う業務についても「事業仕分け」という手法により、大幅に見直しされているところでもあります。

労働行政については、雇用情勢の改善が急務となっていることから、さらに、厳しく雇用対策や労働条件改善対策の強化を求められているところです。

渋谷監督署管内の業務の状況は、厳しい雇用情勢を反映して、昨年来、労働相談や申告が急増しています。商業・飲食業・サービス業などの小規模事業場を中心に、解雇や賃金不払いの申告・相談が多くきています。また、長時間労働や時間外手当の不払いなどの情報・相談も寄せられています。

労働災害発生状況は、昨年は、休業4日以上の災害は、前年より1割減少し、死亡災害も前年の5名から2名と減少させることができました。特に、毎年、墜落等により犠牲者が出ていた建設業の死亡災害0を達成できました。

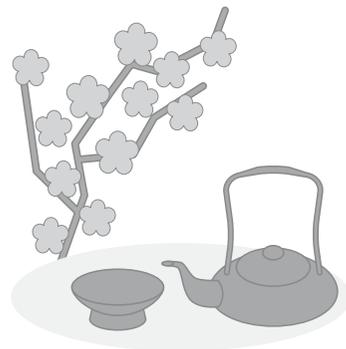
一方、労災保険の請求状況ですが、長時間労働等に起因する脳心臓疾患の請求に加え、昨年は、業務に起因してうつ病等の精神疾患を発症したとして労災請求される事案が急増しました。発症の理由としては、職場内のパワハラ・いじめ、厳しいソルマ、長時間労働によるものがほとんどです。これも、労働環境の厳しさを反映した状況となっています。

これら基本的な労働条件の確保や労働者の安全と健康の確保の問題について、私どもは、今年も重要課題として取り組んでいくこととしております。

このほか、4月1日から、長時間労働抑制の方向で労基法が改正されます。60時間を超える時間外労働の割増率が5割以上に引き上げられる等の改正が予定されており、時間外労働に関する協定や就業規則の見直し等の対応が必要になることと思われます。

労務管理及び安全健康管理の確保・改善に向けて、引き続き、会員の皆様方の熱心な取組をお願いいたします。

最後に、情報労基研の会員事業場の益々のご発展と無事故・無災害を祈念しまして、挨拶とさせていただきます。



会長会社のご挨拶



(株)システム計画研究所
取締役 管理本部長

樋田 薫

当研究会も本年で設立27年を迎えます。

昨年思いがけずも当会の会長会社を拝命いたしました。会長会社としての力量不足で十分な活動も出来ず、会員企業の皆様にはご不便をお掛け致しました。それにもかかわらず活動を継続出来たのは、渋谷労働基準監督署殿の適切なご指導と、会員の皆様のご支援ご協力の賜と厚く御礼申し上げます。

さて2008年9月のリーマンショック以来出口の見つからない厳しい景況が続いておりますが、人事労務担当の皆様は担当業務の多様化と専門性を益々求められており、このような中で大変なご苦勞をなされていることと思います。

昨年は渋谷労働基準監督署様ご指導のもと、人事労務担当の皆様にも少しでもすぐ役立つよう、実務に直結したテーマで研究会を実施させて頂きました。まずメインテーマとして目前に迫った

改正労基法について、2回にわたり渋谷労働基準監督署様より詳細なご説明を頂きました。特に2回目は、会員企業の皆様から事前に頂戴した質問をまとめ、Q&A方式でわかりやすく解説して頂き、非常に有益な研究会となりました。

また近年益々重要な問題となってきたメンタルヘルス予防については、就業規則からみた労務対策のご指導を頂き、あらためて就業規則の重要性を認識いたしました。雇用調整助成金等、各種助成金についてもハローワーク様より丁寧なご説明を頂き理解を深めることが出来ました。

昨年同様、当会の大切な役割でもある「労務管理問題」を「企業経営」と「労働者」の両視点から考察することを軸にして、皆様に関与する研究会を継続させていく所存です。

先が見えにくい厳しい状況ではありますが、渋谷労働基準監督署様との連携を深め、適切なご指導のもと、会員企業の皆様への情報発信の会になればと思っております。今後とも皆様方のご支援とご協力の程どうぞよろしくお願い致します。

最後になりましたが、厳しい状況ではありますが、皆様のご健勝を祈念いたします。

主任監督官のご挨拶



渋谷労働基準監督署
第四方面 主任監督官

佐藤 千恵子

「渋谷・世田谷地区」情報産業労働基準研究会の会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政にご理解を賜り、多大なご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、現在の厳しい経済情勢の下で、やむを得ず労働条件の引き下げや希望退職者の募集、解雇など雇用調整を行わざるを得ないとする企業が見受けられる一方で、企業で働く労働者は、雇用の維持や労働条件の引き下げに不安を募らせている状況が続いております。

このような厳しい雇用情勢を反映して、渋谷労働基準監督署管内では、申告や労働相談が増加しており、平成21年の申告件数は886件と平成20年より13.4%アップ、労働相談件数も今年度4月から12月までで22,000件を超え、昨年度の相談件数を上回っている状況となっております。

企業の事業活動が景気変動や産業構造の変化等の影響を受けることは避けられない面もあるでしょうが、労働条件の引き下げや解雇などを行うことが、やむを得ない場合であっても、法令で定められている規制や手続き、労使間で定めた必要な手続き等を順守するとともに、労使間での十分な話し合いや説明が最低限必要です。そのためには、法令に関する知識や理解をより深めていただくことが重要です。

今年4月1日からは、改正労働基準法が施行されるため、昨年の研究会では、改正労働基

準法について勉強会を実施しましたが、会員事業場の皆様におかれましては、法施行に対応するための就業規則の改正、労使協定の締結等の準備をよろしくお願いたします。

また、今回の会報でお知らせしておりますが、労働安全衛生法に基づく定期健康診断時の胸部エックス線検査等の規定や労働者私傷病報

告の様式も今年4月1日から改正されますので、ご留意お願いいたします。

私は昨年4月から貴会の担当となっておりますが、貴会の活動がより有益なものとなるよう、また、有益な情報を発信できるようかかわっていきたくと考えておりますので、よろしくお願いたします。

渋谷労働基準監督署からのお知らせ

1 労働基準法が改正されます (平成22年4月1日から施行)

昨年の会報でもお知らせいたしました、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が4月1日から施行されます。改正の趣旨・内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組をお願いします。

(1) 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し
「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使で特別条項付き36協定を平成22年4月1日以降結ぶ際には、新たに、

- ・ 限度時間を超えて働かせる一定の期間(1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間)ごとに、割増賃金率を定めること
- ・ 限度時間を超えて働かせる場合の割増賃金率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること
- ・ そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

が必要になります。

(2) 法定割増賃金率の引上げ

1ヶ月60時間以上を超える時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなくてはなりません。(ただし、当分の間、中小企業に該当する場合は、適用が猶予されます。)

- ① 1ヶ月60時間を超える時間外労働の割増賃金率及び1ヶ月の起算日については、賃金計算期間の初日、毎月1日、36協定の期間の初日などにすることが考えられますが、労働基準法第89条第1項第2号に定める「賃金の決定、計算及び支払の

方法」に関するものなので、就業規則に規定する必要があります。

② 1ヶ月の起算日からの時間外労働時間数を累計していったら60時間を超えた時点から、50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなくてはならないものです。そのため、深夜(22:00～5:00)の時間帯に月60時間を超える時間外労働を行なった場合は、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

③ 1ヶ月60時間の時間外労働の算定には、法定休日(※)に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日に行った時間外労働は含まれます。なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいものです。

(※ 法定休日：使用者は1週間に1日または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。)



(3) 代替休暇

1ヶ月60時間を超える時間外労働について、割増賃金の支払に代えて代替休暇を付与することができるようになりますが、付与することとするには、まず労使で協定を結ぶ必要があります。労使協定で定めるべき事項は、

- ・代替休暇の時間数の具体的な算定方法
- ・代替休暇の単位
- ・代替休暇を与えることができる期間
- ・代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

の4つです。

また、代替休暇の制度を設ける場合には、労働基準法第89条第1項第1号に定める「休暇」に関するものなので、就業規則にもその内容を規定する必要があります。

(※ この労使協定は事業場において代替休暇の制度を設けることを可能とするものであり、個々の労働者に対して代替休暇の取得を義務づけるものではありません。個々の労働者が実際に代替休暇を取得するか否かは、労働者の意思により決定されます。)

① 代替休暇は、年次有給休暇とは異なるものです。年次有給休暇の付与に際して、全労働日の8割出勤を要件としていますが、労働者が代替休暇を取得して終日出勤しなかった日については、正当な手続きにより労働者が労働義務を免除された日であることから、年次有給休暇の算定基礎となる全労働日に含まないものとして取り扱うこととなります。

② 代替休暇の単位は、まとまった単位で与えることによって労働者の休息の機会を確保する観点から1日又は半日のいずれかによって与えることとされています。半日については、原則は労働者の1日の所定労働時間の半分のことですが、厳密に所定労働時間の2分の1とせず、例えば午前の3時間半、午後の4時間半をそれぞれ半日とすることも可能です。その場合は、労使協定でその旨を定める必要があります。

③ 代替休暇を与えることができる期間は、特に長い時間外労働を行った労働者の休息の機会の確保が目的ですので、時間外労働が1ヶ月60時間を超えた月の末日の翌日から2ヶ月以内の期間で与えることを定めてください。なお、期間内に取得されなかったとしても、使用者の割増賃金支払義務はなくなりませんので、代替休暇として与える予定であった割増賃金分を含めたすべての割増賃金額を支払う必要があります。

④ 代替休暇の取得日の決定方法や割増賃金の支払日は、賃金の支払額を早期に確定させ、トラブルを防止する観点から、労使で定めておくべきものです。例えば、月末から5日以内に使用者が労働者に代替休暇を取得するか否かを確認し、取得の意向がある場合は取得日を決定する、というように、取得日の決定の方法について協定しておきましょう。ただし、取得するかどうかは法律上、労働者の意思に委ねられています。これは強制してはならないことはもちろん、代替休暇の取得日も労働者の意向を踏まえたものとしなければなりません。また、代替休暇を取得した場合には、その分の割増賃金の支払いが不要になることから、労使協定ではどのように支払うかについても協定しておきましょう。

(4) 年次有給休暇の時間単位付与

労使協定を締結すれば、年に5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることができるようになります。労使協定で定める事項は、

- ・時間単位年休の対象労働者の範囲
- ・時間単位年休の日数
- ・時間単位年休1日の時間数
- ・1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

の4つです。

また、時間単位年休1時間分の賃金額は、

- ・平均賃金
- ・所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
- ・標準報酬日額（労使協定が必要）

をその日の所定労働時間数で割った額になります。いずれにするかは、日単位による取得の場合を同様にし、就業規則に定める必要があります。

① 時間単位年休の対象労働者の範囲を定めるにあたって、仮に一部を対象外とする場合は、事業の正常な運営との調整を図る観点から労使協定でその範囲を定めることとされています。ただし、取得目的などによって対象範囲を定めることはできません。

② 時間単位年休の日数は、5日以内の範囲で定められますが、前年度からの繰り越しがある場合であっても、当該繰り越し分も含めて5日分以内となります。

③ 時間単位年休1日の時間数は、1日の所定労働時間数を基に定め、時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてから計算します。

④ 時間単位年休も年次有給休暇ですので、事業の正常な運営を妨げる場合は使用者による時季変更権が認められますが、日単位での請求を時間単位に変えることや、時間単位での請求を日単位に変えることはできません。

⑤ 時間単位年休は、労働者が時間単位による取得を請求した場合において、労働者が請求した時季に時間単位により年次有給休暇を与えることができるものですので、労働基準法第39条第6項（改正前は第5項）の規定による計画的付与として時間単位年休を与えることはできません。

2 4月1日より労働安全衛生規則等が改正になります

(1) 定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査の対象者の見直し

① 胸部エックス線検査については、従来、原則すべての労働者に実施が義務付けられていましたが、平成22年4月1日からは、

- ・ 40歳以上の労働者 → 全員に実施
- ・ 40歳未満の労働者 → 以下のア～ウ以外の方で、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

ア 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の労働者

イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている労働者

ウ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

となります。なお、「医師が必要でないと認める」とは、胸部エックス線検査にあつては、呼吸器疾患等に係る自覚症状および他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、胸部エックス線検査の省略については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意してください。

② 喀痰検査は、胸部エックス線検査によって病変の発見されない労働者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれが無いと診断された労働者については省略できることとなっていました。新しい追加基準は、胸部エックス線検査の40歳未満の労働者の省略基準と同様です。

また、肺結核の確定診断のために、結核菌が検出されるか否かを確認するという喀痰検査の趣旨・目的を踏まえ、胸部エックス線検査を省略された労働者は、喀痰検査も省略されることとなります。

(2) 定期健康診断の特例の廃止

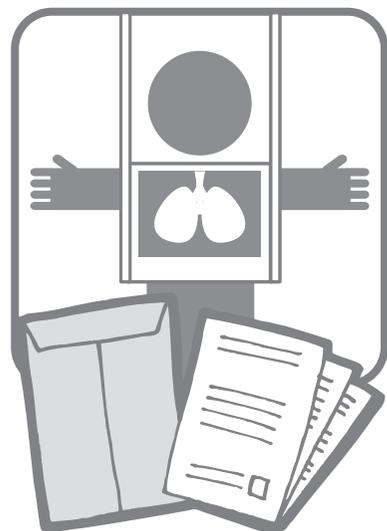
満17歳又は満18歳の労働者で、前年度等の雇入時の健康診断等で結核に関して要観察者とされなかった場合、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行わないこととされていた規定は廃止となり、前記(1)の40歳未満の労働者の場合の取り扱いと同様になります。

(3) 労働者死傷病報告（様式23号）の様式変更

派遣労働者にかかる休業4日以上労働災害については、派遣元事業場及び派遣先事業場双方から労働者死傷病報告の提出が必要ですが、派遣元事業場から提出のあった労働者死傷病報告により、派遣先事業場からの労働者死傷病報告の提出状況を確認できるようにするため、「派遣先の労働保険番号」と「派遣先の事業場の郵便番号」を記入する欄が新たに設けられました。

派遣元事業場として労働者死傷病報告を提出する場合は、「派遣先の事業場の郵便番号」を記入のうえご提出ください。なお、「派遣先の労働保険番号」は労働基準監督署の職員が記入することとなります。

各改正につきましては、監督署備え付けのパンフレット、もしくは厚生労働省ホームページをご参照ください。



会員会社一覧表（1）

会社名／住所	職名	氏名	TEL/FAX
(株)ISTソフトウェア 〒154-0004 世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー21F	人事課長	谷本 章	TEL.03-3487-3211 FAX.03-3487-9473
(株)ウェスト 〒150-0002 渋谷区渋谷1-8-7 第27SYビル 7F	代表取締役	鈴木 信	TEL.03-5464-3651 FAX.03-5464-3652
(株)NHKメディアテクノロジー 〒150-0047 渋谷区神山町4-14 第3共同ビル 3F	総務部	菊地 美奈江	TEL.03-3481-7820 FAX.03-3481-7609
(株)ガウス 〒150-0031 渋谷区桜丘町8-9 メイセイビル2F	代表取締役社長	佐々木 吉昭	TEL.03-3780-0541 FAX.03-3780-0545
(株)ギャラクシイ 〒112-0012 文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル	管理部長	中野 義和	TEL.03-3943-3300 FAX.03-3943-3302
キリンビジネスシステム(株) 〒150-0036 渋谷区南平台町16-28 グラスシティ渋谷	取締役 経営管理部長	隅田 康二	TEL.03-6734-9680 FAX.03-5456-2304
(株)コア 〒154-8552 世田谷区三軒茶屋1-22-3 コアビル	人事労務部長	大嶋 康弘	TEL.03-3795-5115 FAX.03-3795-5129
(株)シーイーシー 〒228-8567 神奈川県座間市東原5-1-11	HRM本部 人事部次長	菊仲 敏彦	TEL.046-252-4238 FAX.046-251-9229
(株)シー・エス・イー 〒150-0044 渋谷区円山町23-2 アレトウサ渋谷ビル	人事課長代理	栗山 俊幸	TEL.03-3463-5632 FAX.03-3496-7477
(株)ジェイアール東日本情報システム 〒151-0053 渋谷区代々木2-2-2 JR 東日本本社ビル9F	常務取締役 総務部長	稲野邊 護	TEL.03-3299-1258 FAX.03-3378-8317
(株)システム計画研究所 〒150-0031 渋谷区桜丘町2-9 カサヤビル	取締役管理本部長	樋田 薫	TEL.03-5489-0211 FAX.03-5489-0215
横河ソリューションズ(株) 〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル	コーポレートサービス 部長	岡田 雅信	TEL.03-5798-0600 FAX.03-5351-8201
(株)セントラル情報センター 〒150-0043 渋谷区道玄坂1-16-7	人事総務課長	川原田 千加士	TEL.03-3496-1571 FAX.03-3496-5204
ソニックインフォメーション(株) 〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-7 青ビル8F	代表取締役	新井 秀之	TEL.03-3406-3701 FAX.03-3400-0688
(株)ソフマックスシステムズ 〒150-0043 渋谷区道玄坂1-22-9 日本総合地所渋谷ビル7F	取締役総務部長	阿部 正行	TEL.03-3476-1166 FAX.03-3476-1167
(株)第一コンピューター 〒150-0031 渋谷区桜丘町24-1 橋本ビル8F	総務部長	川島 桂樹	TEL.03-3780-0731 FAX.03-3780-1275
(株)第一情報システムズ 〒150-0021 渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル	人事総務部長	岩橋 正明	TEL.03-3462-8282 FAX.03-3462-8252
中央ソフト開発(株) 〒150-0012 渋谷区広尾1-10-5 テック広尾ビル	代表取締役	桜井 英男	TEL.03-3473-4880 FAX.03-3473-4847
(株)TSP 〒150-0043 渋谷区道玄坂1-21-14 渋谷TODビル5F	経営戦略本部長	浅賀 光基	TEL.03-3477-0711 FAX.03-3770-7050
TDC ソフトウェアエンジニアリング(株) 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-33-6	人事部人事課 課長代理	元木 研二	TEL.03-3350-8111 FAX.03-3350-8155
東京システムズ(株) 〒150-0013 渋谷区恵比寿 1-20-8 エビスパルビル	取締役管理部長	柳澤 雄二	TEL.03-3446-2531 FAX.03-3446-2823

会員会社一覧表 (2)

会社名／住所	職名	氏名	TEL/FAX
東洋システム開発(株) 〒150-0002 渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館1F	企画管理部部長	辻 輝夫	TEL.03-3499-4069 FAX.03-3499-5927
(株)ナック情報センター 〒141-0031 品川区西五反田3-12-13 TKKビル3F	代表取締役社長	近藤 盛俊	TEL.03-3495-4601 FAX.03-3495-4636
日本情報産業(株) 〒150-0002 渋谷区渋谷3-1-4 日本情報産業ビル	総務部次長	田中 淳一	TEL.03-3409-9412 FAX.03-3407-8735
(株)ニッポンダイナミックシステムズ 〒154-0015 世田谷区桜新町2-22-3	事業支援 マネージャ	藤本 ひとみ	TEL.03-3439-2001 FAX.03-3439-4811
(株)日本科学技術研修所 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷5-10-11	経営企画部 総務担当課長	高橋 直士	TEL.03-5379-2685 FAX.03-5379-1530
(株)日本経営データ・センター 〒151-0051 渋谷区千駄ヶ谷3-11-8	総務部課長	高荒 友之	TEL.03-3402-7501 FAX.03-3402-7682
日本テレマティーク(株) 〒151-0061 渋谷区初台1-34-14 初台TNビル4F	企画総務部長	安食 年英	TEL.03-5351-1511 FAX.03-5351-1515
(株)ニューメディア総研 〒151-0053 渋谷区代々木3-25-3 あいおい損保新宿ビル15F	総務部次長	早坂 雅之	TEL.03-3370-7781 FAX.03-3379-5166
農中情報システム(株) 〒196-0021 昭島市武蔵町3-5-3	総務部部長	村松 清志	TEL.042-549-8781 FAX.042-549-8782
(株)ファーストコンピューター 〒150-0041 渋谷区宇田川町31-3	総務部	三輪 一博	TEL.03-3464-4407 FAX.03-3464-4418
(株)ユー・エス・イー 〒150-0013 渋谷区恵比寿4-22-10	人事・労務部 部長	大堀 芳己	TEL.03-5449-8511 FAX.03-5449-8542
(株)ユーエスエス 〒151-0061 渋谷区初台1-47-3 日本生命初台ビル	専務取締役	渋谷 實	TEL.03-3378-8514 FAX.03-3378-8519
(株)ユー・エス・エル 〒150-0021 渋谷区恵比寿西2-11-9 東光ホワイトビル2F	総務部長	宮野 恵介	TEL.03-3770-5535 FAX.03-3770-5539
リンク情報システム(株) 〒150-0042 渋谷区宇田川町3-14 渋谷セントラルビル	常務取締役	蔵田 誠	TEL.03-3476-0913 FAX.03-3770-1913

2009年 幹事会社&担当者のご紹介



会長会社

(株)システム計画研究所
担当者:取締役管理本部長

樋田 薫



総務会社

(株)ギャラクシイ
担当者:管理部長

中野 義和



副会長会社

日本情報産業(株)
担当者:総務部次長

田中 淳一



総務会社

(株)セントラル情報センター
担当者:人事総務課課長

川原田 千加士



副会長会社

(株)コア
担当者:人事労務部長

大嶋 康弘



監査会社

東京システムズ(株)
担当者:取締役管理部長

柳澤 雄二



副会長会社

(株)ナック情報センター
担当者:代表取締役社長

近藤 盛俊



監査会社

(株)日本科学技術研修所
担当者:経営企画部総務担当課長

高橋 直士



会計会社

TDCソフトウェアエンジニアリング(株)
担当者:人事部人事課課長代理

元木 研二



事務局

(株)ニッポンダイナミックシステムズ
担当者:事業支援マネージャ

藤本 ひとみ



会計会社

(株)シーイーシー
担当者:HRM本部人事部次長

菊仲 敏彦

● 1年間ご苦勞様でした ●